

制定 平成 29 年 2 月 28 日国空総第 1395 号、国空機第 8864 号
一部改正 令和 4 年 4 月 1 日（国空機第 1190 号）

国土交通省航空局
総務課長
安全部安全政策課長

登録航空機に対する打刻業務の取扱について（細則）

登録航空機に対する打刻業務の取扱について（平成 29 年 2 月 28 日付国空総第 1396 号、国空機第 8863 号。以下「要領」という。）第 11 条の規定に基づき、登録航空機に対する打刻業務の取扱について（細則）を次のように定める。

（打刻の位置）

第 1 条 航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 11 条に定める「当該航空機のフレーム、ビームその他の構造部材の見やすい位置」とは、フレーム（かまち）、ビーム（梁）、バルクヘッド（隔壁）、スキン（外板）等の原則として交換されない構造部材における次に掲げるいずれかの条件を満たす位置をいうものとする。

- 一 カバー、ケーブル等により覆われておらず、目視による確認が可能であるとともに、次条各号の方法による構造上の問題がない位置
- 二 目視の妨げとなるカバー、ケーブル等を一時的に動かすことにより確認が可能であるとともに、次条各号の方法による構造上の問題がない位置

（打刻の方法）

第 2 条 規則第 11 条に定める「直接登録記号を打刻する方法又は登録記号を打刻した金属板を外れないよう取り付ける方法」とは、次に掲げる方法をいう。

- 一 直接登録記号を打刻する方法には、原則として航空機検査官が管理する打刻印を用いるものとする。
- 二 登録記号を打刻した金属板を外れないよう取り付ける方法は、次に掲げるすべての条件を満たす方法とする。
 - イ 第二種耐火性材料と同程度以上の耐火性を有する材質を用いること。
 - ロ 構造部材と同程度以上の耐久性を有する材質を用いること。
 - ハ 次に掲げるいずれか又は複数の方法により、前条に定める位置に確実に固定すること。

- (1) 溶接

- (2) リベットによる接合
- (3) 航空機の設計者が許容する容易に剥離しない構造用接着剤等による貼付

(国籍記号及び国土交通省の表記)

第3条 登録記号は、国籍記号と一体として取り扱うべきものであり、また、前条の規定による打刻は、法第8条の3の規定に基づき、国土交通大臣が実施すべきものであることから、国籍記号を明らかにし、かつ、国、認定事業場、本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が、同条、規則第11条、要領及び本細則の規定に基づき、実施又は確認した打刻であることを明らかにするため、次に掲げるいずれかの方法により容易に消えないよう、航空機又は航空機に取り付けた金属板（以下「航空機等」という。）に打刻された登録記号の先頭に国籍記号を併記し、当該登録記号の右側又は下側に国土交通省の文字を併記するものとする。

- 一 航空機等に打ち記す方法
- 二 航空機等に塗装する方法
- 三 航空機等にエッチング等で表面加工する方法

(打刻並びに国籍記号及び国土交通省の表記の標準的な様式)

第4条 打刻並びに国籍記号及び国土交通省の表記（以下「打刻及び表記」という。）の標準的な様式は、次に掲げるとおりとする。

- 一 航空機検査官が管理する打刻印を用いる場合、文字の大きさは、次の表に定めるとおりとする。

区分	字の種類	字の大きさ	使用区分
1	英数字	約 32 ポイント	打刻及び表記をする位置の構造が打刻に耐えられるものであって、かつ、材料が比較的軟らかい場合並びに打刻及び表記をする位置の面積が大きい場合
	漢字	約 22 ポイント	
2	英数字	約 26 ポイント	上記以外の場合
	漢字	約 16 ポイント	

- 二 航空機検査官が管理する打刻印を用いない場合、文字の大きさは、前号に掲げる表の使用区分に準ずるものとし、明瞭に判読できるよう、次に掲げるすべての条件を満たすものとする。

- イ 印刷用書体であること。
- ロ 英数字の場合はブロック体であって、筆記体を使用しないこと。
- ハ 漢字の場合は明朝体又はゴシック体であること。

- 三 具体的な様式の例は、別記様式1による。

(打刻等依頼書)

第5条 要領第4条第1項の依頼は、別記様式2による。

2 航空機検査官は、前項の依頼を受け、依頼者である航空機の所有者または航空機の所有者が指定する立会人（以下「所有者等」という。）と協議のうえ、打刻等を実施する場所及び日時を決定し、所有者等に通知する。

(航空機打刻報告書)

第6条 要領第4条の報告書（要領第5条又は第6条により認定事業場、本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が提出するものを含む。）には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 写真（遠景（打刻位置が判別できるもの））
- 二 写真（接写（打刻した文字が判読できるもの））
- 三 打刻位置の概略図（構造部材であることが判別できるもの）

(期日の再指定)

第7条 要領第7条のやむを得ない理由は、打刻する航空機が輸入航空機であり、当該航空機の本邦内への到達が新規登録日から二箇月を経過する日以後になることが明らかであることとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この細則は、平成29年3月1日から施行する。

(廃止)

第2条 「登録記号の打刻要領」（昭和37年10月30日TCM-22-001）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条. この細則は、令和4年4月1日から施行する。

(別記様式2)

平成 年 月 日

(航空機の所有者)

住所

氏名又は名称

打刻・打刻の確認 について (依頼)

下記 1. の航空機について、下記 2. のとおり打刻・打刻の確認 を受けたいので、依頼します。

1. 航空機

登録記号	JA****
型式	**式**型
製造番号	****

2. 依頼事項

希望する打刻場所	駐在空港 (成田・羽田・名古屋) 駐在空港以外 ()
希望する打刻を受ける日時 ※第三希望まで	平成〇〇年〇〇月〇〇日 午前・午後〇〇時 平成 年 月 日 午前・午後 時 平成 年 月 日 午前・午後 時
立会人 立会人と所有者の関係	〇〇 〇〇 本人

添附書類：期日指定通知

※ 以下には記入しないでください。

打刻を実施する場所	〇〇空港
打刻を実施する日時	平成〇〇年〇〇月〇〇日 午後〇〇時
担当検査官	〇〇 〇〇

※ 担当検査官は予告なく変更されることがあります。

以上